

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）【第一条関係】 1

○ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）（抄）【第二条関係】 5

○ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）（抄）【第三条関係】 8

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）【第四条関係】 11

○ 令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）（抄）【第五条関係】 13

改 正 案	現 行
（報酬） 第五条 法第二条第一項第五号に規定する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、次に掲げる手当とする。 （削る） 一 任期付研究員業績手当 二 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。） 三 退職手当 四 三月を超える期間ごとに支給される手当（前各号に掲げる手当を除く。） 2 （略）	（報酬） 第五条 法第二条第一項第五号に規定する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、次に掲げる手当とする。 一 特定任期付職員業績手当 二 任期付研究員業績手当 三 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。） 四 退職手当 五 三月を超える期間ごとに支給される手当（前各号に掲げる手当を除く。） 2 法第二条第一項第五号に規定する地方自治法第二百四条の規定の適用を受けない職員についての同条の規定の適用を受ける職員に係る同条第一項に規定する給料（以下「給料」という。）及び報酬に含まれる同条第二項に規定する手当（以下「報酬に含まれる手当」という。）に準ずるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める報酬、費用弁償又は給与のうち同条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。 一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条（地方公営企業等の労働関係に関する法律第十七条第一項及び附則第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員 地方公営企業法第三十八条第一項に規定する給与 二 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法

(期末手当等)

第五条の二 法第二条第一項第六号に規定する地方自治法第二百四
条第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、前条第一項
第一号及び第四号に掲げる手当とする。

2
(略)

第四十三条 (略)

律第百十八号) 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人
をいう。以下同じ。) の役員 同法第四十八条第一項に規定す
る報酬

三 特定地方独立行政法人の職員 地方独立行政法人法第五十一
条第一項に規定する給与

四 第二条第一項第三号に掲げる者 外国の地方公共団体の機関
等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第七
条に規定する給与

五 第二条第一項第四号の二に掲げる者 公益的法人等への一般
職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第三項に規定する
報酬及び同法第六条第二項に規定する給与

六 第二条第一項第六号及び第七号に掲げる者 地方自治法第二
百三条の二第一項に規定する報酬及び同条第三項の規定による
費用弁償

(期末手当等)

第五条の二 法第二条第一項第六号に規定する地方自治法第二百四
条第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、前条第一項
第一号、第二号及び第五号に掲げる手当とする。

2 法第二条第一項第六号に規定する地方自治法第二百四条の規定
の適用を受けない職員についての同条の規定の適用を受ける職員
に係る期末手当等に含まれる同条第二項に規定する手当(以下「
期末手当等に含まれる手当」という。)に準ずるものとして政令
で定めるものは、報酬等(前条第二項第一号から第五号までに掲
げる職員にあつては当該各号に定める報酬又は給与をいい、同項
第六号に掲げる職員にあつては同法第二百三条の二第四項に規定
する期末手当又は勤勉手当をいう。)のうち同法第二百四条の規
定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当す
るものとして組合の運営規則で定めるものとする。

第四十三条 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第二条第一

2・3
(略)

4 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当とする。

5
5
9
(略)

項第五号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。

2 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。

一 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条の規定に基づく寒冷地手当

二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第十七条第一項の規定に基づく国際平和協力手当

3 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。

4 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第二条第一項第六号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の規定に基づく任期付研究員業績手当及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定に基づく特定任期付職員業績手当とする。

5 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第七十条の二第二項の項の下欄に掲げる出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものは、国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業に係る子の出生の日以後における人事院規則一五一―四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二条第一項第六号又は第七号に掲げる場合における休暇とする。

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第七十条の三第一項の項の下欄に掲げる介護休暇に準ずる休暇として政令で定めるも

のは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第二十条第一項に規定する介護休暇に相当する休業として警察共済組合の運営規則で定めるものとする。

7 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 百十 （略）

8 特定公庫等役員（法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた法第百四十条第一項に規定する特定公庫等役員をいう。以下この条において同じ。）となるため退職した場合に係る同項に規定する政令で定める場合は、特定公庫等役員が特定公庫等（同項に規定する特定公庫等をいう。以下この項において同じ。）の要請に応じてその職を退き、引き続き職員である長期組合員となつた後退職し、引き続き再び元の特定公庫等の特定公庫等役員となつた場合であつて、その者が法第百四十条第一項の規定により引き続き組合員であるものとされることを希望しない旨を組合に申し出た場合その他これに準ずる場合として総務省令で定める場合とする。

9 国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第百四十条第三項の下欄に掲げる政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）

二 継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）

○ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）（抄）【第二条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（脱退一時金等の額に係る利率） 第三十九条 昭和六十年改正法附則第四十二条の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金の額の算定については、旧施行令第二十五条及び附則第三十条の六第二項中「五・五パーセント」とあるのは、「三・九パーセント（退職した日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、同年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、同年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、同年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十一年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、同年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、同年四月から平成二十五年三月までの期間については年二・二パーセント、同年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、同年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から平成二十九年三月までの期間については年二・四パーセント、同年四月から平成三十年三月までの期間については年二・四パーセント、同年四月から平成三十一年三月までの期間については年二・八パーセント、同年四月から令和二年三月までの期間については年三・一パーセント、同年四月から令和五年三	（脱退一時金等の額に係る利率） 第三十九条 昭和六十年改正法附則第四十二条の規定によりなお従前の例により支給される脱退一時金及び特例死亡一時金の額の算定については、旧施行令第二十五条及び附則第三十条の六第二項中「五・五パーセント」とあるのは、「三・五パーセント（退職した日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、同年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、同年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、同年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十一年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、同年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、同年四月から平成二十五年三月までの期間については年二・二パーセント、同年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、同年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から平成二十九年三月までの期間については年二・四パーセント、同年四月から平成三十年三月までの期間については年二・四パーセント、同年四月から平成三十一年三月までの期間については年二・八パーセント、同年四月から令和二年三月までの期間については年三・一パーセント、同年四月から令和五年三

月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和七年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から令和八年三月までの期間については年四・三パーセント、同年四月から令和九年三月までの期間については年四パーセント、同年四月から令和十六年三月までの期間については年三・八パーセント」とする。

(返還一時金等の額に係る利率)

第七十八条の二 昭和六十年改正法附則第三百三十一条の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金の額の算定については、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和五十四年政令第三百二十号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令第二十五条中「五・五パーセント」とあるのは、「三・九パーセント（退職した日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、同年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、同年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、同年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十一年三月までの期間については年三パーセント、同年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十三年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・八パーセント、同年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、同年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、同年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から平成二十九年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から平成三十年三月までの期間については年二・四パーセント、同年四

月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和七年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から令和八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和九年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から令和十一年三月までの期間については年二・一パーセント」とする。

(返還一時金等の額に係る利率)

第七十八条の二 昭和六十年改正法附則第三百三十一条の規定によりなお従前の例により支給される返還一時金及び死亡一時金の額の算定については、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（昭和五十四年政令第三百二十号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令第二十五条中「五・五パーセント」とあるのは、「三・五パーセント（退職した日の属する月の翌月から平成十三年三月までの期間については年五・五パーセント、同年四月から平成十七年三月までの期間については年四パーセント、同年四月から平成十八年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から平成十九年三月までの期間については年二・三パーセント、同年四月から平成二十年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十一年三月までの期間については年三パーセント、同年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十三年三月までの期間については年三・二パーセント、同年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・八パーセント、同年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・九パーセント、同年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から平成二十六年三月までの期間については年二・二パーセント、同年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・六パーセント、同年四月から平成二十八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から平成二十九年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から平成三十年三月までの期間については年二・四パーセント、同年四

月から平成三十一年三月までの期間については年二・八パーセント、同年四月から令和二年三月までの期間については年三・一パーセント、同年四月から令和五年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和七年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から令和八年三月までの期間については年四・三パーセント、同年四月から令和九年三月までの期間については年四パーセント、同年四月から令和十六年三月までの期間については年三・八パーセント」とする。

月から平成三十一年三月までの期間については年二・八パーセント、同年四月から令和二年三月までの期間については年三・一パーセント、同年四月から令和五年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和七年三月までの期間については年一・六パーセント、同年四月から令和八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和九年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から令和十一年三月までの期間については年二・一パーセント」とする。

改 正 案	現 行
附 則 （令和七年度における年金額の改定） 第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る令和七年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち令和六年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号。次項において「施行法」という。）第	附 則 （令和六年度における年金額の改定） 第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る令和六年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち令和五年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号。次項において「施行法」という。）第

十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

- 2 前項の標準報酬月額、令和六年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二十条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第四十二条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）に五・一一二を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。
- 3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第九号）第三条の規定による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額（同条の規定による改正前のこの項の規定の適用

十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

- 2 前項の標準報酬月額、令和五年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二十条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第四十二条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）に五・〇一六を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。
- 3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第三十号）第二条の規定による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額（同条の規定による改正前のこの項の規定の適用

を受けたものに限る。〕又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち令和五年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

4
(略)

用を受けたものに限る。〕又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち令和四年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

4 改正法附則第二条、第八条又は第九条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金に係る第一項の規定の適用については、同項中「改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（旧法第六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額）とあるのは「改正法附則第二条、第八条又は第九条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前の共済法」という。）第六十一条第二項に規定する標準報酬年額（改正前の共済法第六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額」と、「旧法第十一章」とあるのは「改正前の共済法第十一章」とする。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）【第四条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（退職一時金を返還する場合の利子の利率等） 第百十八条 平成二十四年一元化法附則第六十三条第四項（平成二十四年一元化法附則第六十四条第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。）に規定する利率は、次の表の上欄に掲げる期間に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。		（退職一時金を返還する場合の利子の利率等） 第百十八条 平成二十四年一元化法附則第六十三条第四項（平成二十四年一元化法附則第六十四条第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。）に規定する利率は、次の表の上欄に掲げる期間に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。	
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	年二パーセント
（略）	（略）	平成二十九年四月から平成三十年三月まで	年二・四パーセント
（略）	（略）	平成三十年四月から平成三十一年三月まで	年二・八パーセント
（略）	（略）	平成三十一年四月から令和二年三月まで	年三・一パーセント
（略）	（略）	令和二年四月から令和五年二月まで	年一・七パーセント
（略）	（略）	令和五年四月から令和七年二月まで	年一・六パーセント
（略）	（略）	令和七年四月から令和八年三月まで	年一・七パーセント
令和八年四月から令和九年三月まで	年四パーセント	令和八年四月から令和九年三月まで	年二パーセント
令和九年四月から令和十六年三月まで	年三・八パーセント	令和九年四月から令和十一年三月まで	年二・一パーセント

2

(略)

2

平成二十四年一元化法附則第六十三条第一項又は第六十四条第一項前段若しくは第二項前段の規定により返還すべき金額が千円未満であるときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による返還は要しない。

○ 令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）（抄）【第五条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																								
令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令 令和七年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。 <table border="1"> <tr> <td>昭和五年四月一日以前に生まれた者</td><td>一・二九七</td></tr> <tr> <td>昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者</td><td>一・三〇八</td></tr> <tr> <td>昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者</td><td>一・三三八</td></tr> <tr> <td>昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者</td><td>一・三四四</td></tr> <tr> <td>昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者</td><td>一・三四四</td></tr> <tr> <td>昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日まで</td><td>一・三五〇</td></tr> </table>	昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二九七	昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇八	昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・三三八	昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・三四四	昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・三四四	昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日まで	一・三五〇	令和六年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令 令和六年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。 <table border="1"> <tr> <td>昭和五年四月一日以前に生まれた者</td><td>一・二七三</td></tr> <tr> <td>昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者</td><td>一・二八四</td></tr> <tr> <td>昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者</td><td>一・三二三</td></tr> <tr> <td>昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者</td><td>一・三一九</td></tr> <tr> <td>昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者</td><td>一・三一九</td></tr> <tr> <td>昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日まで</td><td>一・三二五</td></tr> </table>	昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二七三	昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二八四	昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・三二三	昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・三一九	昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・三一九	昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日まで	一・三二五
昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二九七																								
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・三〇八																								
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・三三八																								
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・三四四																								
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・三四四																								
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日まで	一・三五〇																								
昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二七三																								
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二八四																								
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・三二三																								
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・三一九																								
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・三一九																								
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日まで	一・三二五																								

での間に生まれた者				
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三六〇			
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三七二			
昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三七三			
昭和三十一年四月二日以後に生まれた者	一・三七八			

での間に生まれた者				
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・三三五			
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・三四六			
昭和十三年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	一・三四七			
昭和三十一年四月二日以後に生まれた者	一・三五二			